

体験!体感!とくしま学講座開催業務企画提案募集要項

1 目的

首都圏において、徳島ファン獲得を図るため、豊かな自然に育まれた伝統ある徳島の文化や歴史など、徳島の魅力を体験、体感する講座を開催する。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めたと契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合がある。

3 事業の内容

(1) 委託業務名

体験!体感!とくしま学講座開催業務

(2) 委託業務内容

体験!体感!とくしま学講座開催業務仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

委託契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

(4) 委託料上限額

6,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 企画提案の参加資格

委託にあたっては、プロポーザルを実施することとし、応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと

- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

5 応募方法

(1) 提出書類及び部数

次の書類等を作成し、提出すること

提出物	部数
①参加表明書（様式第1号）	1
②会社等の概要（様式第2号）	1
③企画提案書（様式第3号）	1
④業務実施体制（様式第4号）	1
⑤経費見積書（様式第5号）	1

(2) 提出期限

- ①参加表明書（様式1号）

令和5年7月25日（火）午後5時必着

②会社等の概要、③企画提案書、④事業実施体制、⑤経費内訳書

令和5年7月27日(木)午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)とする。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出書類は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(5) 企画提案書作成に当たっての留意点

- ① 提案書は一者一提案とする。
- ② 別添「仕様書」に基づき作成すること

(6) 次に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ② 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合

(7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと

(8) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(9) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

6 選定方法

(1) 選定委員会

評価基準により、徳島県が設置する選定委員会において、企画提案書等に基づき、審査を行い、委託候補者を選定する。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 評価基準

項目	審査項目
業務に対する理解度	徳島県の魅力とその効果的なPR方法に関する知見、理解度
実施方法等の提案	講座の内容、「とくしま祭」の内容、講座等の参加者募集方法、情報発信ツール登録勧誘、受託者等の情報発信
業務実施体制	業務従事者の配置、役割分担
業務実績	過去に従事した本業務の実施に役立つと考える業務実績
経費見積書	提案内容に対する価格の妥当性、積算内訳の妥当性

(3) 結果通知

選定結果は企画提案書提出者全員に通知する。ただし、選定経緯は公表しない。選定結果に対する異議申立ては受理しない。

7 本事業に関する質問回答

(1) 質問の受付期間

令和5年7月25日(火)午後5時まで

(2) 質問の提出

質問の提出は文書によりファクシミリ又は電子メールにて提出すること
提出後、電話により着信の確認を行うこと

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限り、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問の回答

参加表明書を提出した者に対し、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により回答する。

8 問合せ先及び書類提出先

徳島県東京本部 産業振興担当

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

電話番号 03-5212-9022

ファクシミリ 03-5212-9023

E-mail tokyohonbu@pref.tokushima.jp